

ての子どものために…

子ども条例



条例づくりに関わった方から
コメントをいただきました!

すべての子どもたちが
幸せに

東洋大学教授・
西東京市子ども子育て審議会会長
森田明美さん



子どもやおとな、専門家や市民の力を合わせて
待ちに待った西東京市子ども条例ができました。
一人ひとりの子どもが育ち、一緒に幸せを育てる
ための西東京市ルールで、市全体で子どもの育ちを
支えていきます。

子どもたちの今を大切にして、子どもが育ち、子
どもたちのことを大好きな西東京市民がいっぱい
のまちをつくりましょう。すべての子どもたちが、
幸せになる権利があるのです。

この条例は平成30年10月1日に施行されました。
子どももひとりの人間、地域社会の一員なのです。
子どもたちの今と未来のために、困難があれば救
いの手を差し伸べ、一人ひとりの個性が尊重され、
健やかに育ち安心して学べるよう、市と市民が一丸
となって子どもの育ちを見守り、支えていきましょう。

Point



子どもの相談・救済機関を
設置します 第4章

子どもの権利の侵害を速やかに救済す
るために、「西東京市子どもの権利擁護
委員」を設置します。擁護委員は子ども
からの相談に応じて助言や支援を行い、
救済するための調査・調整や要請・意
見表明を行います。子ども救済のため
の要請などを行った後は、引き続き見
守りなどの支援を続けます。また、子
どもの周りのおとなは擁護委員に協力し
ていきます。

不安なとき、
困ったときには
話を聞いて
ほしいな



Point



子ども施策を進め、
検証します 第5章

子ども条例に基づき、
子どもに関わる施策を
進めていくための推進
計画を定めます。また、
市は「子ども施策推進
本部」を置き、子ども
施策で対応すべきこと
の方向性を決めて調整
していきます。



みんなでつくろう!
明るい西東京!!



「子ども条例」の
全文が掲載され
ている市HPは、
こちら!

